

第2回新たな射撃場のあり方検討委員会 会議録

日 時 平成28年12月26日(月) 午前13時30分～15時50分

場 所 山梨県庁 本館2階 特別会議室

出席者

- ・ 委 員 (50音順)
足達委員、加藤委員、後藤委員、竹田委員、土屋委員、
藤沢委員、藤巻委員、箕浦委員、森委員
- ・ 県 側
吉原総合政策部長、小島総合政策部次長、平塚みどり自然課長、
樋川農業技術課課長補佐(代理)、赤岡スポーツ健康課長
(事務局：政策企画課)末木政策企画課長、小倉政策主幹

会議次第

1. 開会
2. 議事
(1) 施設の必要性の確認について
(2) 検討すべき事項について
(3) その他
3. 閉会

内 容

1. 開会
司会：小倉政策主幹

委員長 挨拶

カレンダーも2016年の最後の年となりました。お忙しい中、第2回検討委員会に出席頂き、有り難うございます。昨日のニュースで、他県ではありますが、市街地でイノシシが出て被害が生じたということがありました。山梨県も山間地域が多くありますので、同じような問題を抱えていると思いながらニュースを見ておりました。また東京オリンピックも控えており、射撃の競技におきましても練習環境整備についても熱が入っていると思います。委員の皆様にはご専門の立場から前回第1回に続きよろしくご検討賜りますようお願いいたします。

2. 議事

議長：森委員長

- (1) 施設の必要性の確認について
資料1により事務局から説明した後、次のとおり意見交換を行った。

(委員長)

ただいま、事務局より平成23年度の整備凍結時において、射撃場が必要であるとの認識であったこと、15億円程度で整備可能な箇所が見つからなかったこと、本県の財政事情を鑑み整備凍結に至った経緯を説明頂きました。また、クレー射撃場については他県においては競技のために練習が可能な民間施設があるということ、低迷傾向にある本県の競技力の向上を図る必要性があること、スポーツ振興の必要があること。練習場所となるクレー射撃場が必要という過去の状況に変化はないという説明がございました。更に鳥獣被害につきましては、被害金額・被害面積、ニホンジカによる被害が増加しているという状況、それから平成35年度までに半減させる計画があるということ、そのためには鳥獣被害対策を推進することが必要であり、野生鳥獣被害を抑制するために、狩猟従事者の確保、射撃技能の向上のため訓練のためのライフル射撃場が必要という過去の状況に変化はないと言う報告でありました。更に現況では1~2時間程度かけて他県に練習に行っている現状、それから旧葦崎射撃場の利用状況等についてご説明がありました。ただ今の説明に御意見・御質問等ありませんか。

(委員)

資料について意見等を述べさせていただきます。資料3ページの射撃競技の入賞状況ということで、分子と分母で計算していますが、統計が専門でないのので分かりませんが、各県の競技人口や人口が違うので、単純にその県の間で順位を比較するのが難しい側面があるのではないかと感じました。あと資料11ページでクレー射撃協会会員と狩猟免許保有者の年齢構成について記載があり、意外と若い方がやっているのだという印象を受けましたが、ボリューム的に例えばクレーの射撃をする30歳代の9.8%が何人を示しているのか、全体で協会会員は何人なのか。あるいは狩猟免許についても免許保持者がどれくらいいるのかというのが、情報としても次回以降で構いませんので、いただきたいと思います。どうしても全体的なボリューム感が、パーセンテージではつかみきれないと思いますので、それが必要ではないかと思っておりますのでお願いしたいと思います。

(委員長)

委員から、資料について2点ありました。3ページで他県と比較した場合に人口を加味すべきではないかという御意見と11ページについてパーセンテージを実数にするとどのくらいなのかという事ですが、事務局いかがでしょうか。

(政策企画課長)

3ページの入賞者数の割合の関連性については御意見ということで承らせて頂くということでよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(政策企画課長)

それから11ページについては、クレー射撃協会の母数の会員数であります。現在の会員数は41名であります。葦崎射撃場を閉鎖した平成21年の会員数は58名おりました。それらを加えさせていただきます。それから狩猟免許の保有者ですが、平成27年度の数ですが、1,862人という数であります。葦崎射撃場を閉鎖した平成21年度は2,466人おりました。いずれも6~7年間で減ってきているのかなということになります。

(委員長)

よろしいでしょうか。他に御質問・御意見はございますか。

(委員)

今の質問に関してですが、前回の資料で狩猟者登録者数の推移表がありまして、平成27年度は1,623人でしたが、先ほどの免許保有者の数の1,862人ということで異なるのですが、登録者数と免許保有者数は違うということでしょうか。

(みどり自然課長)

みどり自然課ですが、狩猟の場合、免許を持っている方のうち狩猟期が11月15日から基本的に2月15日なのですが、この間に狩猟をする場合、狩猟者登録をしていただきます。それも各県でしていただきますので、例えば山梨県で狩猟をしたい方は、山梨県で、北海道で蝦夷ジカを撃ちたい方は北海道でということをしていただきますので、必ずしも免許を持っている方が全員登録をするわけではないという状況にあります。

(委員)

山梨県で登録している前回資料の1,623人の方が、山梨県内で狩猟を行う可能性がある方という事でよろしいでしょうか。

(みどり自然課長)

はいその通りです。

(委員)

免許を持っている方は1,862人ということで、これは山梨県内で免許を持っているということでしょうか。

(みどり自然課長)

山梨県で狩猟の免許試験を受け、各県の住所所在地で免許試験を受けますので、その方が免許を持ちます。その方が実際狩猟をするところで登録をしますので、1,623人は山梨県内で狩猟をする方ということになります。

(委員長)

すなわち、県外で免許を取られた方を含めて、山梨県で登録をされた方が登録者数ということ。

(みどり自然課長)

県外の方は、通常銃やワナの区別なしに「県外者」ということで一括で統計を取っていますが、1,623人は県内の方が免許を取って山梨県で登録された方の数になります。

(委員)

前回の1,623人は県内で登録されて、ワナのかたも入っているという事でしょうか。

(みどり自然課長)

これは銃だけの数値です。

(委員)

銃だけで1,623人ということですね。要するにこの数字は、全体の概要を理解するのに助成が出ている対象の方はどなたで何人いて、その中の何名が助成を受けてどういう効果があったかという事であり、運営要綱ではそこを検証することとしておりますので、数字が重要になってきますので確認していただけないでしょうか。

(みどり自然課長)

射撃の助成と登録者との相関関係は確認が困難かと思えます。

(委員)

ここでは人数を確認したかっただけです。

(委員長)

最初の方の質問については今は議論に出てこないと思いますが、次回の議論に向け

てもし情報が出てくるのであれば報告いただくということによろしいでしょうか。

(委員)

今の質問について補足致しますと、正解となるべき数値は、狩猟の登録者それから免許の保持者それらのいろいろな数値が入り交じっていますので、今回の議論のベースは、今、委員からもお話がありました。射撃場を休止してからその後の効果検証ということですので、基本的には県外に練習に行く人に対して、県からどのくらい補助したかと言う数字がまず重要です。対象となる人数が必要ですので、本日数字がでなくても、助成を出しておりますので、人数は出るのでは無いかと思えます。その場合に、一般の狩猟と管理捕獲というのがありますが、練習と言うことで行かれている方は、管理捕獲の業務に携わる方であると思われまますので、おそらく猟友会の会員さんということになるかと思えます。鳥獣保護法が改正されましたので、県外の方も管理捕獲の従事者にはなれますが、多くの場合は山梨県内の猟友会のかたであると思われまますので、そういう意味で委員の質問への回答になるかと思えます。

(政策企画政策主幹)

先ほど委員から御質問のありました、狩猟関係の補助金の対象となった人数であります。第1回目の委員会のなかで、3ページで、代替方策の状況ということで平成24年度から措置されておりますので、資料の管理捕獲従事者のところに延べ人数をお示ししております。この管理捕獲の補助金につきましては、対象が猟友会の会員の方になりますので、そちらの対象者が平成27年度で申し上げますと延べ719人の方が当該補助制度を利用して訓練に行ったと言う風にお示しさせていただいたところです。

(委員長)

その他御質問等はございますか。ただ今事務局からの説明と資料に対する質問を頂きましたが、現状を整理しますと、クレーの射撃場は凍結時に必要とされた状況に変化はないということをお示ししました。ライフル射撃場を必要とするということにつきましても、その必要性があるという判断に変化はなかったという情報とそれに係わる資料もあったということですが、御意見等いかがでしょうか。委員お願いします。

(委員)

必要性の確認が現在テーマになっておりますが、前回の検討会でも必要性について発言させていただいたが、必要性の意味合いを確認する必要があると思ひまして、平成23年の議論の中でも必要性という言葉を使用されていて、必要性があるけれども凍結せざるを得ないという話がありましたので、必要性はあるけれどもいろいろな条件のなかで整備出来ないというのが平成23年度の結論であると思ひます。そして必要性という言葉をもどのように解釈すればよいかということなのですが、県として施設を整備する必要があるという理解でよいでしょうか。つまり第1回の検討会で発言させていただいたのは、必要であることの結論が県として整備しなければならないという必要性であると、ここで結論が出てしまうと言うおそれがありそれでは問題があると思ひますので、県として整備を検討する必要があるということの「必要性」でよろしいでしょうか。

(政策企画課長)

委員から前回も同様の意見を頂戴したところであります。平成23年の時も同様ですが、今回も「必要性」という言葉を使っておりますが、あくまでも県が整備をするということはイコールではありません。施設は必要であるという事であって、県が整備をするのか、しないのかという議論では無く、射撃場の施設が必要であるかどうかということだけのご判断であり、前回ニーズという言葉が使われていたかと思ひます。

ので、この5年間でより必要性が増したのであれば、以前であれば15億円に見合うものが出来ないために凍結になったのだけれど、より強く整備すべきという話になるのでしょうか、その後の検証というのが出来ていないのですが、ひとまず議論を進めましょうということになったと私は受け止めました。

(委員)

私も皆さんと似た意見かもしれませんが、練習環境の充実の必要性は有るということだと思います。ただし、主語として「施設整備が」必要であるということまで断定して話することまで言えるのかどうかと感じます。広義に、皆さんのイメージとして、練習環境を充実して欲しいというのが切実な願いとして第1回会議の時も聞きましたので、当然、練習環境を充実しなければならない、必要であると感じる中で、広義の意味であれば当然いいと思っています。

(委員長)

他の委員の方、如何でしょうか。委員お願いします。

(委員)

もちろん議論するうえで、広義の意味というのが皆さんの共通認識としてあるかもしれませんが、必要性というのは非常に幅広くとられまして、受け止め方もちがうと思われまのでそこははっきりとさせておいた方が良くと思います。今この段階では、5年間で数字がどのように変わったのかという議論をきちんとしなければなりませんので、先ほど質問したのは、免許保持者数と登録者数とその構成、県内・県外、そして助成を受けている方の人数、そして前回の資料の3ページを見ますとライフル射場利用者は猟友会に限定していないとありまして、ちょっと数字が初めて見る数字ですので分からない事が多々あります。もちろん必要性については前回の委員会で十分にお聞きしましたので、そこはクリアしております。ただ、こうした数字を積み上げていって、この委員会は効果についての検証をすることですので、数字はやはり、きちんとしていなければいけませんので、いろいろな数字が出てきますのでそこを説明して頂ければクリアになって先に進めるのではないかと思います。個人的には本日は先に進んで良いとは思いますがもう少し数字をまとめて頂ければと思います。

(委員長)

今、幾つか御意見を頂きましたが、共通認識としては、「施設整備」というとすなわち、練習環境を整えると言う広い意味で整備を進めると言うことに関しては、前回の検討を踏まえて必要があるという共通のご認識を頂いているのかと思いますが、これについては一旦よろしいでしょうか。その上で、本日は先ほど事務局から12枚の資料でこの5年間を含めた状況の変化についてご説明頂いたということになるかと思いますが、この資料をもとに、この5年間についての共通認識を持つ必要があると思いますが、状況としては、先ほど事務局から紹介いただいた形で、練習環境の状況はこの5年間の措置において、いい方向に向かっているとまでは言えないという資料であったかと思いますが、事務局の方はそういう形よろしいでしょうか。

(政策企画課長)

様々な御意見有り難うございます。今、委員長が仰るとおりでございまして、やはり練習・訓練の環境がなかなか整っていないことによって、いろいろな面でマイナス面がでてきているのかなということで、5年前の状況から改善されていないというではないかという事をお伝えしたいと思います。

(委員長)

それでは、お手元の資料をもとに、状況についてはご確認頂けたかとは思いますが、如何でしょうか。改めて御意見等はございますか。利用者の状況や登録者・年齢構成、

競技の成績等様々な状況を踏まえて、練習環境の整備の必要性は現状も存在するし、過去の5年間を踏まえても、状況は悪化している傾向もあることを確認出来たと言う形で共通認識を得たという形でのよろしいでしょうか。如何でしょうか。

(委員)

施設の必要性については、先ほど委員長がまとめて下さった練習環境の向上について必要性があるというところで有れば、全員の認識の確認が出来たようですので、それを以て、次へということで如何でしょうか。

(委員長)

そうしましたら、まず、一旦、ただ今、委員がまとめて頂いた共通認識のもと先へ進めさせて頂きたいと思いますが、改めまして、施設の必要性というのは、この委員会でも今まで話のあった通り、県が整備をするということとイコールではないことを前提に、練習環境の整備については必要性があるということでこの先の検討を進めさせて頂きたいと思いますが、そのようにさせて頂きたいと思います。それではこの様な前提に立ちまして、本日の議題の2つ目にもありますが、仮に県がこの先、整備を進めていく場合について、課題として検討する項目が出てきます。それらがどのようなものか把握する必要性がありますので、議題の2に入らせて頂きたいです。議題の2は検討すべき項目ということでございますが、ここで改めてそのような視点から各委員の御意見を頂くために、まずは事務局から説明を頂きます。

(政策企画課長)

(資料2により検討すべき項目について説明)

(委員長)

ありがとうございました。整備凍結の規模・他県の状況、過去に検討した33箇所の状況等について説明頂きました。またクレ射撃につきましては、県有スポーツ施設の整備方針の中では、射撃場のあり方については平成28年度末を目処に方針を定めることになっているということでございますが、整備をするとした場合の検討項目について、専門的な知見から御意見・御質問を頂ければと思います。委員を指名させて頂ければと思いますが、まずは、競技関係者・狩猟関係者に係わる委員の皆様から御意見を頂きたいと思います。まず、委員より、御意見をいただければと思いますが如何でしょうか。

(委員)

今の話によりますと、少し話が整理出来ていない部分もありますが、この前の話の中では、クレ協会・獵友会の方でも、射場は必要だという点は、技術の向上と事故防止という形の中で、射撃場を検討頂きたいということでありましたが、今年度中に方針を決めるというのが県の方針でもあるので、我々は何とか射撃場を造って頂きたいと言うその1点に限ります。協会でも第1回の経過を報告したところ、協会も協力するので何とか推進して下さいという意見を頂きました。

今日の話の中では、前回の話の検討をまとめて、自分の意見は先ほど委員から話のあったとおり、皆さん一致してやった方が良いのではないかという理解でありますので、クレ協会としてはそういう方向で進めていただきたいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。ただ今は、射撃場を整備して頂きたいという御意見を頂いたところであります。では続きまして委員よりお願い致します。鳥獣被害対策のためのライフル技術の向上の面から御意見頂ければと思います。

(委員)

平成20・21年と銃刀法の改正がありまして、射撃技能の維持向上という意味で、

指定射撃場で狩猟をする銃・使用する猟銃を持って行って射撃練習を行うということ、行わなければならないと定められております。そのような矢先に葦崎射撃場が閉鎖されたのですが、狩猟の際に起こす事故のほとんどが、射撃技量の未熟から、的確に判断をすることに欠けているということで初心者には射撃教習・射撃練習制度が行われ、経験者には技能講習制度も設けられています。こういった中で、県営の射撃場がないということは、鳥獣の被害があるなかで、狩猟者も散弾銃から大口径のライフル銃に移行する方が多いと聞いております。いままでのスラッグ弾では最大700mくらいしか届きませんが、ライフル銃だと3000m～4000m届く訳で、そういったものを持って、熟練のハンターならばいいが、未熟な人が持って歩くには危険ではないかと思えます。また獲物も近くには出てこないの、なるべく長距離の射撃練習が出来るのが良いのではないかと思えます。大口径は鉛もやり方によって回収できるはずなので、是非その辺も考えて、大口径の射場も造って頂きたいと思えます。

(委員長)

有り難うございました。ただ今は、法改正に伴い、射撃技能の向上する必要性が高まり、事故防止も含めた講習等が必要であり、また大口径の利用者が増加している状況を踏まえると射撃場が必要であるという御意見であったかと思えます。続きまして、捕獲に従事する立場から御意見を頂戴できればと思えます。

(委員)

以前はシカについてもそんなに多くは無かったが、平成23年度から県の管理捕獲が始まりまして、先ほど説明を頂いたとおり、シカによる被害というものを防止するために管理捕獲を行ってまいりまして、以前はライフルは一定の人しか持つことが無かったものを、シカやイノシシを駆除するためには、大型のライフル銃でなければダメだということで、実際に狩猟関係を見ても99%の人がシカ駆除のためにライフル銃を持っているということで、年齢についても60歳以上の方が60%という中で、シカやイノシシを駆除していくためには、練習場をつくらないと駆除は出来ないということで、猟友会としてはライフルの練習場は今本当に必要であります。5年前には知事から5年間凍結するよということで、一部の会員からは、「こんなことでは管理捕獲も出来ないの、管理捕獲もおしまいにした方がよい」という話もありましたが、5年間凍結なのだから一応我慢して、5年後には立派なライフル練習場が出来るとということで、今年の9月がその時期でありましたが、ライフル射撃場をどうしても造って頂きたいというのが本心であります。

(委員長)

ありがとうございます。シカの被害が増えるという現状もありながら、ライフルによる狩猟者が増えているという現状とライフル射撃場を整備して欲しいという現状についての御意見を頂きました。続けて委員にお願いしたいと思えます。鳥獣被害対策の観点や前回民間射撃場へのサポートという御意見も頂戴したかと思えますが、それも踏まえて御意見頂ければと思えます。

(委員)

前回の会議の繰り返しになりますが、頭数を半減にしなければならないと言う現実。それから委員も仰るとおりシカは警戒心が高い中で、相当技量の高い人が従事しないと、撃ち漏らしをしてしまう。なおかつ撃ち漏らしをするほどより警戒心が高まるということで、負の連鎖に陥っています。先ほど事故の話もありましたが、先般兵庫県であったか、イノシシの狩猟中に狩猟仲間を撃ってしまったという事故がありました。そういうことを考えると、技量の確保や今後、山梨県での頭数管理を考えると練習環境は絶対必要だと私は思います。ただし、しつこいようですが、射場が閉鎖になった平成22年から、現在に至るまでの実績を見ますと、射場が閉鎖になった場合の弊害

についても、本日事務局から提示いただいた資料を見ますと、マイナス面は私はないと思います。事務局ではマイナス面はあるということでしたが、私はマイナス面はないと思います。と言いますのは、実際に捕獲頭数は、年々増加しております。被害額が増えていると言う話がありますが、前回もお話した通り、捕獲だけでは被害を減らすことは出来ません。そういったことを考えると、この5年間を検証する限りでは、射場閉鎖の弊害は無かったと思います。ただ、何度も言いますが、練習環境は絶対に必要です。

(委員長)

ありがとうございます。委員から頭数の半減計画の下に、技量をもった従事者が必要であり、事故が起こるという危険性からも、練習環境の整備については必要であるということ。一方で本日の資料をもとに、射場の閉鎖の弊害は出てきていないのではないかという御意見であると思います。では続けてお願いします。鳥獣被害をうける農業者を代表して御意見頂ければと思います。

(委員)

前回の委員会でもお話致しましたが、農業者として、この資料にもあるように、増えているシカ・鳥獣害について、限りなく圧縮出来る様な方法を希望する訳でして、これについては猟友会の皆様をお願いするしかないということです。柵やワナという部分でも対応はしておりますが、限度もありますので、先ほど委員方から意見のありました技術の向上という面での射撃場の必要性については、私たちに異論はなく、考慮をしていただきたいと思います。先般もありましたが、若い人が狩猟免許を取りまして、後継者として加わって頂けたという部分もあります。そういったところも考慮して、技術の向上というのが、具体的に必要だと思っておりますので、そういう観点での検討もお願いしたいと思っております。資料2で県から説明頂いた中で、疑問を感じたのですが、今言った、技術の向上面からの施設の必要性はありますが、資料1のなかの必要性というなかでは、意見が食い違うようで申し訳ありませんが、必要性という部分を、競技関係と狩猟関係の面だけを捉えた必要性ということで議論をしておりますので、この委員会としてはその方向で議論を進めるということでもいいと思います。さらに資料2の中で施設整備・施設規模と言う中で、施設規模は金額的な部分で15億円程度で場所・地域等も含めて検討してきた。33箇所の候補地については2箇所を含めて31箇所の部分では状況の変化は無かったよということである。その後なのですが、周辺の整備や進入用道路の整備の部分についても現時点では変化がなく、そういったところで、そういった環境が改善されることについて注視する必要があるということであると説明を頂いていますが、現時点の15億円で33箇所の候補地は難しいというのがあって、この資料が出てきているということですが、必要性を感じているというのはこれまでのこの委員会の意見のとおりであり、その中で15億円で造る適地が無ければ、その部分での技術向上のための環境整備をどうするのか。あるいは15億円ではなくて、県民に合意が得られる最大限の負担はどこまでなのか。そういった部分での検討が必要になるのではないかと思います。といっても15億円は非常に大きな金額であります。県民の皆さんに被害の状況はこういう状況であり、毎年6億円からの被害が出ているのだということ、競技人口を増やしていきながら、スポーツの振興に充てるのだという必要性。そういった部分に見合う経費が15億円なのかそれ以上なのかということも検討していかなければならない。この部分では結論が出てこないと思います。ましてやこの委員会で造りましょう・やめましょう、何年後にしましようというという結論を求められるのは非常に重い範囲であると思っておりますので、あくまで、競技に携わる人・また生産に携わる部分から見た必要性はあるということをお前提において検討頂かないと、なかなか内容が重くて意見が言いにくいという風に思っ

ています。

(委員長)

鳥獣被害を減らすということに関して、猟友会等をお願いしている部分が多く、練習環境の整備を進めて頂きたいという御意見とともに、幾つか御質問・御意見を頂いたところかと思えます。まず、競技者や猟友会という立場に加え生産者の立場というのも検討のなかに入れて頂きたいという御意見であったかと思えます。もう一つは、33箇所の候補地の話が県からもありましたが、やはり15億円という範囲では候補地がなかったという事を考えると、この先、実際つくるとなった場合に、そんなことが可能なかどうなのかというところを検討しているかということ、あるいは15億円という予算の妥当性についても、現況を考えた場合それで良いのかということをお県民に情報をお示ししながらご判断してもらった時にそれで良かったのかなという御意見だったと思えます。これについては県の方で如何でしょうか。

(政策企画課長)

御意見ありがとうございます。15億円程度という金額なのですが、こちらについては、最初の候補地が30億円程度になってしまったことから、その半額程度の金額で整備が出来なければということで、出た数字でありまして、この数字で5年前も整理したところでありますし、5年間この数字で話を継続してきたところであります。そもそもこの15億円で場所が探せられるかどうかという御意見や15億円という決して少なくない金額で県民の御理解が得られるかどうかというお話も貴重な御意見として受け止めさせて頂きたいと思えます。

(委員長)

ありがとうございました。先ほど委員から、この委員会の中で実際施設を県が造るかどうかという判断まで踏み込むのは難しいのではないかという御意見も頂きました。これは、他の委員も含めまして今年度この委員会は続きますので、今後の議論の中で触れて検討していければと思えます。では続きまして委員から前回、利用状況や利用見込みに関するコストについて御意見を頂きましたが、そのあたりを含め御意見を頂ければと思えます。

(委員)

もし分かれば教えて頂きたいのですが、今、管理捕獲ということで、環境省等からも出てきて、シカ1頭幾らかという形で平成23年くらいから出たと思うのですが、民間業者でそういった管理捕獲を請け負っていくという話も聞いておりますので、その辺の管理捕獲に対する変化というような状況の変化があれば教えて頂きたいのですが。

(みどり自然課長)

まずは、管理捕獲の開始年度ですが、平成18年度から実施しておりますので約10年ということになります。当初は頭数も多くは無かったのですが、ここ3年続けて2千頭ずつ増やしておりますので、今管理捕獲だけで1万2千頭ということになります。また民間事業者の活用につきましては、昨年度鳥獣保護法が改正になりまして、鳥獣保護管理法ということで管理という減らす方向が法の趣旨にも入ってきたのですが、そこで民間事業者を安全管理や技能の高い従事者も認定するという制度ができて、全国でもだいたい100位まで認定されていまして、本県でも山梨県猟友会と猟友会の会員であります建設業者さんの2件が認定されております。本県では昨年度の認定を受けまして、今年度、認定事業者を活用した事業を新たに創出しまして年度の始めの3ヶ月のシカの出産期で、密度の高いところを重点的に実施する事業をつくりまして、どちらかという銃よりワナを中心に使ったのですが、それなりの成果が出てきております。ただ、従事者等のほとんどが猟友会の会員であること、

いま県も市町村も猟友会に管理捕獲をお願いしている現況を考えますと、民間事業者を活用した事業のあり方については、まだまだ簡単には進まないということで、今後、捕る場所や方法等について検討していかなければならないと考えています。それから、今、管理捕獲はシカについては1万5千円、イノシシも1万5千円、サルは3万円を上限にしておりまして、県の管理捕獲はシカだけですが、シカとイノシシとサルにつきましては市町村が管理捕獲を実施した時に県がその半額を補助するという形で行っております。サルの場合は3万円ですが上限より低い金額で2万円・2万5千円でやっている市町村もあるように聞いております。それ以外の有害鳥獣は農政部の関係ですが、その場合はだいたい7～8千円の単価で1頭あたり捕獲に対し支払われるという仕組みになっておりますので、先ほど射撃場の閉鎖と管理捕獲が重なる時期がありますが、射撃場が閉鎖してから管理捕獲の頭数を被害が拡大する中で増やしていったということもありますのでその相関関係をみるのがなかなか条件も違うので難しいと思います。

(委員)

ありがとうございます。では政策企画課長から県で整備するかどうかは分からないという事を前提ということでありましたが、私的には先ほどのお答えと同じ形になるのですが、県民の理解と練習環境の改善というのは県民の理解を得た上でどこまでやっていくかと言うことでバランスがどうかということ全体の中で考えることが重要だとまず思います。次に前回も言いましたが練習環境の改善や整備という問題は必要という認識はありますが、それだけをやったら技術の向上や競技力の向上に、本来相対的に考えるべきものをこの委員会では射撃場というところにターゲットを置いているということですしやこしくなるという事です。さきほどクレーとライフルについて分けてお答え頂いたかと思いますが、クレーという競技の切り口と管理捕獲や狩猟という安全や技術の維持という切り口を同じにして射撃場というターゲットに向かっているのも同じ風には考えていますが、確かに射撃場で見れば共通していますが、実際にクレーの競技の向上を図るのであれば、現在クレーの会員が41名いらっしゃるということで、その方たちで県の整備計画では2面+2面の4面になり、県民の理解と合わせると1面に対して10人という比率は理解を得る上で厳しいということはあると思いました。分けて考える必要もあるということも思いました。結局競技の人口が増えて、成績が良くなることを目的にやっていけばいいということで、その一つの手段として射撃場だし、狩猟も管理捕獲や技術・安全確保という意味で射撃場ということに結びつくのですが、33箇所の話ではないですが、実際にこれを整備するのは難しいというふうに捉えられるような事も感じるのですが、その中で練習環境の改善をするのであれば、いろいろな方策があると思いますので、当然あらたな練習場の建設を検討するなかで、代替案との比較検討ということがまず必要なと思っています。当然民間施設が4つあるということで、第1回の委員会でもどなたか委員から発言のあったように、民間の施設に補助金を投入し、50mを100mに拡大したり、何らかの補助金が可能であるとか、そのような整理が可能であればそういった形で練習環境を改善・充実させていく。あるいは補助金の増額を検討していただくとかという形ですね。あるいは建設するのであればここに是非建て欲しいというような地元の要望があるところが有れば、ある意味集客施設であり、たくさんの方が利用するのであれば、人があまりいない場所なので人が来てもらうことで人が往来した方が良いと地元理解を得る上であるのかどうかということも感じられます。あとは県の施設が5年間ないなかで、民間の4箇所の運営状況もあるので、県の施設が出来ることにより、民間施設がどれだけ圧迫を受けるのかということも考えなければならぬ。あと民間の管理捕獲の業者が出てきたという事であれば、山梨県では猟友会の会員がや

っているということですが、他県で大手のところをやっているのであればそういったところが自分たちの技術の向上ということで練習場等を必要とされているのかもしれませんが、こういった事業が長続きするようであれば、山梨県にそういう練習場をつくり、企業負担を求めながらやっていくということも一つの考えなのかなと思いました。

(委員長)

ありがとうございました。多数の御意見を頂きましたが、県民の理解と練習環境の充実はバランスを考えることが必要であるという意見であったかと思えます。また、予算等を考えるときには、狩猟と競技ということを分けて考える必要があるのではという意見、またクレー4面という元の考え方も見直す必要があるのではということ、また例えば民間の施設に補助金を投入するような代替案との比較のもとに今後射撃場をつくるという案も全体的に考えていく必要ではないか、練習場の整備には地元の協力を考えていくべきではという意見、また民間施設への影響であったり、民間の管理捕獲が進むのであれば、練習場へのニーズを含めて全体の状況を判断する必要があるのではないかという御意見もあったかと思えます。全体として様々なバランスのもと検討する必要があるという意見であったかと思えます。続きまして、委員から、山間地域に造る場合に適地としてどのような事を考える必要があるのか御意見を頂きたいと思えます。

(委員)

その前に資料2についてよろしいでしょうか。資料2の2枚目に他県の状況という事で、3番目・6番目というところが平成18年からクレーが廃止・休止ということになっている。そして6番目の秋田は鉛対策で休場中ということですが、3番目の埼玉県はどうしてクレーだけ廃止になったか教えて頂きたい。

(政策企画課長)

長瀬の場合についても同様に鉛対策によりこのような状況になっております。

(委員)

福井県の場合は逆に再開されたというのは国体ということでしょうか。ということはある方の検討に係わる部分であると思えますが、岡山はクレーだけで5億円、中にはせっかくクレーも造っているのに埼玉県は64億円もかけながらクレーは廃止している。状況は今日初めて知ったのですが、先ほど委員も仰ったとおり、分けて考えるというのはあり方の議論の際には状況を見ながら、例えばクレーだけであれば5億円で出来るのかというようなあり方の議論もできるかと思いました。また、全体の御意見を伺いましたので、私も委員と同様にクレー射撃場だけある県もありますので、委員会の所掌は整備凍結による競技力への影響というのがありますので、競技と鳥獣被害の影響は分けてきちんと検証をしていくほうが分かりやすいのでは無いかと思いました。今一体で整備というのが資料2の冒頭であり、これは方針ですので事業費の削減につながるということではありますが、検証作業においては数字をきちんとそれぞれ出していかないとイケませんので、それぞれ検証するのが、論理的に導けるのかと思えます。それと委員からお話のあったとおり、鳥獣被害について閉鎖による弊害はないのでは無いかということで、これは非常に重要な事で、頂いた第1回検討・第2回検討の資料からは弊害が出ているのかどうかということからはっきり判断出来ません。そこをきちんと数字で出していくのが、この委員会の所掌でありますので、その数字を出していく必要があると思えます。また代替措置についても前回の資料では延べ人数の報告はありましたが、延べ人数ではなくて、具体的に何人が利用されていて、お金がどれくらい予算がかかっていて、先ほど補助金の増額もあるのではないかという御意見もありましたが、代替措置の効果についても、委員のように会計がご専門で

ありますので、もう少し代替措置の効果をきちんと数字で、延べ人数ではなく検証すべきではないかと思えます。そしてこの委員会の所掌の3番目の新たな射撃場のあり方についても、同時に議論を進めておりますが、これについてはいろいろな意見があるかと思えますので、これは意見を集約して、あり方について答申に書いて、最終的には知事・総合政策部で政策を決定するわけですので、そこでお金の問題は責任を持って判断されるはずですので、私たちはやはり整備凍結に伴う影響・代替措置の効果・他県を見ながらの射撃場のあり方の検討を議論して答申にまとめていく必要があるのではないかと思えます。もちろん、練習環境が必要であることは理解しておりますが、委員会本来の目的のロジックを私は見いだすことが出来ません。最後に林地開発について資料の最後にありますが、そこにありますように、射撃場を山林に建設する場合は、災害特に土砂災害、水害、水の確保、環境の保全ということが当然注視する必要があります。今のところはそれだけです。

(委員長)

ありがとうございました。先ほどの委員の意見と重なる部分がありますが、競技と鳥獣被害を分けるという考え方も検討すべきではないかということ、また閉鎖の弊害をもう少し具体的に表すデータは無いかということ、代替措置の効果についても数値に表すことが出来るかということ、わかりやすく判断しやすいような数字が欲しいということであったと思えます。それから、ご専門の立場から資料2の林地開発については十分な対応が必要であるという御意見かと思えます。

(委員)

弊害が出ている数字が欲しいという訳では無く、判断する数字が欲しいということですので、今のところ判断が出来ないということです。

(委員長)

弊害も含めて、射撃場が検討された以降の状況を判断する上で、数字があった方がいいと言う意見でした。それでは、最後にまとめた御意見はお伺いするということで、続けて、委員から、騒音や周辺環境への対応から意見を頂きたいと思えます。

(委員)

専門をはなれて、まず全体から意見をさせて頂きませんが、何人かの委員から御意見を頂いたように、施設整備をするかと言うことを合理的に判断するためのロジックが必要であると感じていました。施設整備の条件が資料2にありましたが、施設整備の必要性を議論するためには、施設整備以外の選択肢を否定しなければなりませんので、施設整備以外の選択肢はどういけないのかを、例えば代替策などについて、よりしっかりとした検討をする必要があると思えます。出来るだけ数値ではっきりさせるのが望ましいと思えますが、どうしても数字にならない部分も現実にはあると思えますので、そういうところは、数字にならないところでも、例えば補助金でやっていたのでこのような弊害があるということをお話頂いていると思えますが、そこを詳しくお聞きかせ頂ければと感じました。個人的な印象としては、補助金だけ貰って遠くまで行くというのは実際しんどいかなというのが率直な感想ではあります。射場があるにこしたことはないというのは理解出来ましたし、5年間待っているというようなそれぞれの思いも強く印象としては感じましたが、県民に対する説得力有る議論をしていくためには、射場整備以外の選択肢、これまでの代替方策であるとか、あるいは県が整備せず他で整備するとかを並べた形で比較していくという、委員のお話のあった部分を検討していく必要があるという風を感じました。以上が全体に対するコメントです。専門をはなれてもう一つですが、鉛対策の部分がかかなり重要であると感じましたが、その点まだよく分からない部分もありますので、射撃場がどのような構造でどのようなことが起こるので鉛の玉で汚染が起こるのか、どのような場所に撃ち込まれ片付

けられるのかどうか、そのあたりの構造や水の流れをもう少しご説明頂くとありがたいと感じました。最後に騒音の観点からですが、射撃に関しては、法の整備が十分に出来ておらず、法律だけでは対応出来ないと言っていると思います。法律が想定しない体系になっていると思います。法律に従っていると言うだけでは対応が難しい部分があると思います。今日お示し頂いたのは騒音規制法ですが、環境基本法の環境基準もありますし、法律を踏まえて対策するのは当然ですが、実際に立地する場合には周辺住民とのきちんとした丁寧なコミにケーションがないと施設整備を推進する上で、頓挫や計画通り進まないとかいうことが起こりかねませんので、透明性ある事業プロセスをしていくということと、立地周辺の住民と丁寧なコミュニケーションを行うという点は、実際施設整備をすすめる段になったら求めていきたいと、この委員会としてはそのようなことを心がけられたいという意見になると思います。

(委員長)

ありがとうございました。先ほどの各委員との重なる意見があると思いますが、射撃場を造るということと共に代替案との比較の上で考えることが必要で、中には数字で表れる情報も参考にしますが、数字に表れないようなものにも目を向けた上で合理的な判断を進めることが必要であるという意見がございました。射撃場に関しては、鉛対策についてもう少し具体的な情報があった方が良いでしょうということ、それから、騒音にかんしましては、法体制が射撃場については未整備な部分もありまして、このことにも十分な配慮が必要であるということ、それから、地域住民との十分なコミュニケーションをとることが実際建設する際には必要であろうし、計画の透明性も求められるであろうということでありました。

(委員)

付け加えて、他県の騒音の状況に関しても分かるのであれば踏まえて議論が出来ればと思います。

(委員長)

騒音についての他県の対応策についても情報があればということでありました。私も一委員として、水質の立場から意見をさせて頂ければと思いますが、先ほど委員からお話が有りましたが、鉛の問題が大きく出て参りますので、表流水・地下水を介した周辺環境への汚染の未然の防止というのが重要であると思いますので、環境省のガイドラインの中では様々な、鉛の玉の回収であったり、水の処理であったり、様々な問題が有りますので、そういう対策に十分配慮していくことが、仮に施設を造る場合には、継続的に運営するためにも必要であると思いますので、対応が必要であると思います。

以上幾つか御意見等頂きましたが、その他御意見等あれば如何でしょうか。それでは委員どうぞ。

(委員)

事務局にお伺いしたいのですが、33施設を検討されて、現状31箇所が検討すべき場所として残っているのですが、個別に挙げると問題になるかと思っておりますので、難しければお答え頂かなくても構いませんが、残りの31箇所は全て林地開発を要する箇所なのか、それとも別目的での利用先があって、それを改良することで整備可能なのかと言うのが31箇所に入っているのかどうかというのが1つ目。もう1つが、先程来からの鉛対策ですが、射場を新規に造るときに、鉛対策を中心とした環境対策に何%くらい費用が掛かるのか例えば15億円が一人歩きしたら困りますが、仮に15億円とした場合そのうちの何割くらいが鉛対策に使われるのか。また、鉛玉を使わなければいい訳ですが、そこがどうかという事を事務局と委員に教えて頂きたいです。

(委員)

ライフルの場合は鉛玉でやります。北海道では狩猟で鉛玉が使えませんが、練習ではあくまで鉛玉を使用します。先ほど長瀬の射撃場の話が出ましたが、長瀬の射撃場は300mでコンクリートで固めてあって、排水枘もあり、何年かで土を入れ替えると言うことで、鉛対策をしております。

(委員長)

最初の御質問で、31箇所について林地開発を伴うのかどうか、2つ目は鉛対策にどれだけの予算が掛かるものなのかということですが如何でしょうか。

(政策企画課長)

33箇所のうちの31箇所でありますが、既に開発がされていて、山の中であるが一定の平らな場所が確保されている場所も当然含まれております。そのまま活用出来る場所もありますが、18~20ヘクタールという必要面積に満たないため、プラスアルファで追加の林地開発が必要であると言う場所も含まれております。31箇所がそれぞれ立地条件が異なりますので、開発の必要がある場所ない場所があるという程度の回答になってしまいますがそのような状況であります。2つ目の鉛対策であります。5年前に一度整理した資料がありまして、当時の考え方として19年度の鉛対策ガイドラインによると、全体の工事費が1.4倍に膨らむということで整理がされております。工事費の増加は目安ですが約1.4倍となります。

(委員)

北海道の場合は、鉛を使わないのでその分、玉の単価が上がる訳でして、競技者や猟友会の方の負担が増すわけで、鉛対策で建設費が1.4倍に膨らむのであれば、使わないようにすれば良いという事を検討出来ないのか、それとも行政として公共性があるということであれば税金を使うという理由になりますので、補助が出来ないかとか、次回の会議では代替案として様々な前回に民間射場の改良ということで御意見いただきましたが、そういうところを次回に向けて事務局にはお考え頂きたいと思います。

(委員)

33箇所の候補地というのは、いわゆるトラップ2面スキート2面の施設ということで良いのでしょうか。

(政策企画課長)

はい。その通りです。

(委員)

トラップ1面・スキート1面になれば金額的にも安くなるということで良いでしょうか。

(政策企画課長)

例えばクレーの射場を3面・2面に減らした場合に、当然工事費は安くなります。ただ5年前にも触れたと思いますが、劇的な工事費の減少には繋がらないというのが、検討の過程で明らかになりまして、工事費が下がったところで大きく金額が減るところまでにはならないということで今回も確認を致しました。

(委員)

わかりました。委員のお話の民間の射撃場をもう少し使ったら如何かということであるが、私も山梨県のクレー射撃協会の副会長を20年くらいやっておりました。そのときに民間の射撃場の利用の話はありましたが、実際山梨県に射撃場は4つあるのであすが、射撃場の公認が一つもとれなかったのです。私がクレー射撃協会の本部の整備委員長という役職にあるときに、山梨県の射撃場を公認にした。これは公認射撃場でないと点数であったり受けつけられないものがあるということで、今も継続で公認になっている。今の山梨県の公認の民間射撃場では、日本クレー協会のしっかりしたキ口数や角度を計ってみれば一つもクリアできないのが現状であります。猟友会で

は、ライフルの練習場としてお願いもしているが、最近ライフルによる事故についてはものすごく大きな事故になってしまう。散弾銃ではある程度助かるのが、ライフル銃では死亡事故につながるという大きな事故になると言うことで、私は、出来るだけワナを勧めようということで、ここ2～3年はワナの話の新人向けにもしていますが、2日前の予備講習会においても140名の予備講習をしたが、その中で113人がワナの免許の予備講習会に出たという状況で、ライフルについてはお金もかかるので、出来るだけワナを勧めていくのですが、ただしワナにかかったものを最終的に仕留めるのは、ライフル銃でないと出来ない。そういうことで痛し痒しというのが現状であります。

(委員長)

ありがとうございました。ただ今は山梨県の民間の射撃場の施設の状況と、ワナの利用についても、最終的にはライフルの射撃による捕獲に繋がっていくという御意見を頂きました。

本日は9名の各委員から御意見等を頂戴いたしました。委員長不手際にて多くの時間を費やしてしまいましたが、このあたりで、一旦まとめさせて頂こうと思います。

本日は、事務局からの資料説明の後に、各委員の皆様から、射撃場が必要である等立場からの御意見、それから一方で他の代替案との合理的判断も必要になってくるであろうことなど様々な御意見を頂きました。本日は様々な御意見について整理させて頂きまして、次回の第3回の検討におきましては、当委員会としてのとりまとめ骨子を具体化出来るように検討したいと思っております。一方でその前提として、練習環境を整えるということにつきましては、皆様の共通の認識が出来たものと存じております。次回継続して検討頂きたいと思っておりますが、特に委員の皆様から御意見はありますでしょうか。なければ事務局から何かありますか。

(政策企画課長)

様々な御意見を高く視点的な視点から頂戴致しましてありがとうございます。次回の検討委員会で、用意出来る資料をなるべく整えさせて頂きまして、また本日の課題として、また検討すべき項目として、挙げて頂きました内容につきまして、是非とも忌憚のない御意見と頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

(委員長)

次回の委員会の日程調整等は如何でしょうか。

(政策企画課長)

次回の第3回の委員会につきましては、日程調整の上、開催したいと考えておりますので、大体、1月下旬に開催出来ればと考えておりますので、御協力をお願いします。

(委員長)

ありがとうございました。それでは本日の議題は全て終了いたしましたので、事務局に進行をお返ししたいと思います。

(事務局)

閉会

以上